

# 第4削減計画期間の目標設定型排出量取引制度の検討に関する小委員会

第1回（2023年3月24日） 資料1

## 本小委員会について

環境部 温暖化対策課



# 本委員会の位置づけ

地球温暖化対策の検討に関する専門委員会

第4削減計画期間の目標設定型排出量取引制度の検討に関する小委員会（本委員会）

## （設置要綱抜粋）

第1条 目標設定型排出量取引制度の第4削減計画期間における目標削減率等を検討するため、地球温暖化対策の検討に関する専門委員会に第4削減計画期間の目標設定型排出量取引制度の検討に関する小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

第3条 小委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- （1）目標設定型排出量取引制度第4削減計画期間の目標削減率に関すること
- （2）その他、目標設定型排出量取引制度に関連する事項

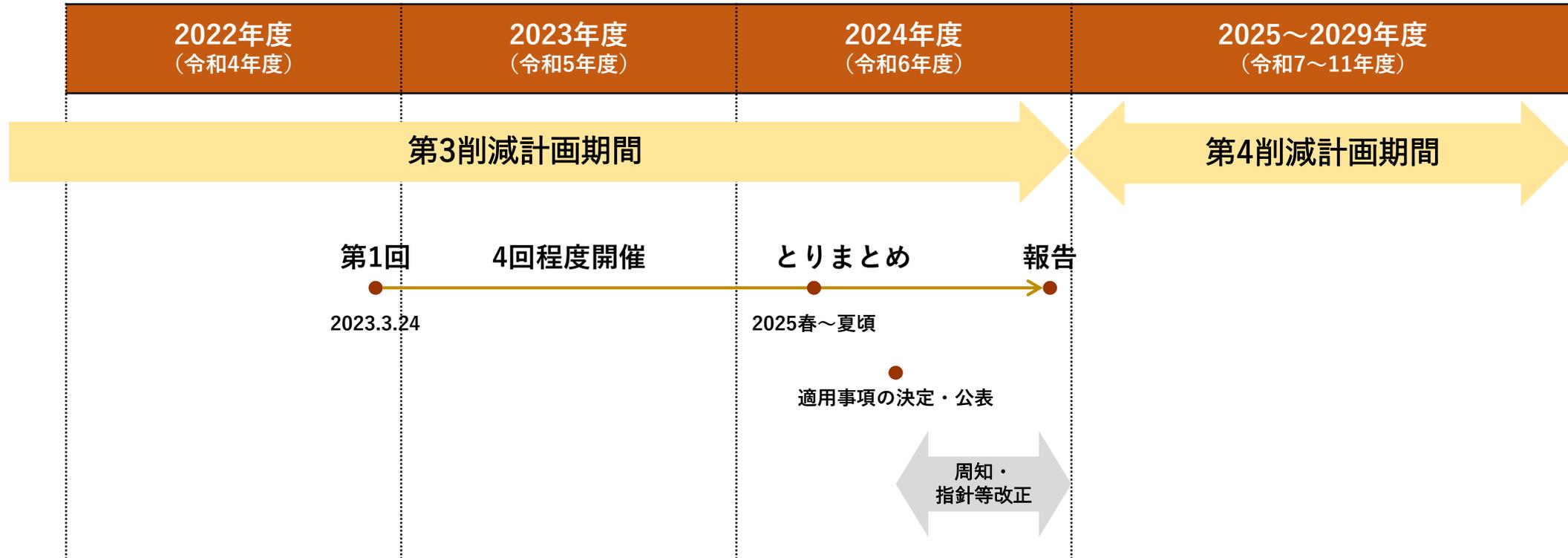
第5条 委員会の会議は公開する。ただし、公開することにより率直な意見の交換若しくは不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるときは、公開しないことができる。

# 委員名簿

氏名	所属	備考
有村 俊秀	早稲田大学 政治経済学術院 教授	
工藤 拓毅	一般財団法人日本エネルギー経済研究所 理事	専門委員会委員と兼任
高口 洋人	早稲田大学 理工学術院 教授	専門委員会委員と兼任
高村 淑彦	東京電機大学 名誉教授	
廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事	専門委員会委員と兼任
増井 利彦	国立環境研究所 社会環境システム研究領域 領域長	
村上 芽	株式会社日本総合研究所 創発戦略センター シニアスペシャリスト	

五十音順

# 検討スケジュール（予定）



（設置要綱抜粋）

第4条 小委員会の設置期限は、令和6年度末までとする。

2 環境部長は、必要があると認めるときは、設置期限を延長することができる。